

## 特定個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、この契約に係る業務の実施に当たっては、別に締結する個人情報取扱特記事項に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守し、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を発注者の重要な機密事項として認識し、その保護に努め、適法かつ適切に管理及び取扱いを行わなければならない。

### (従事者の限定)

第2 受託者は、この契約による業務に関して特定個人情報を取り扱う場合は、その従事する者及び責任者を選任し、それ以外の者に特定個人情報を取り扱わせてはならない。

2 受託者は、特定個人情報の閲覧及び更新を行う場所に入退室の管理等の必要な措置を講じ、作業従事者を限定しなければならない。

### (監督・教育)

第3 受託者は、従事者が特定個人情報を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、特定個人情報の重要性についての知識を深めるとともに、受託者の従事者に対し、特定個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育をしなければならない。

### (安全管理)

第4 受託者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防ぐために、発注者が別に定める中間市情報セキュリティポリシー等における安全管理措置を講じなければならない。

### (持出しの禁止)

第5 受託者は、特定個人情報の記録された磁気媒体、書類等を発注者の指定する場所又は受託者の事業所内の管理区域から持ち出してはならない。

(事故発生時の措置)

- 第6 受託者は、この特定個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を直ちに報告しなければならない。
- 2 発注者は、受託者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、受託者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

(情報の廃棄等)

- 第7 受託者は、特定個人情報を廃棄する場合は、復元が不可能な手段を採用しなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除し、又は廃棄した記録を保存するとともに、発注者に対して削除し、又は廃棄したことに関する証明書を交付しなければならない。
- 3 受託者は、この契約が終了した場合、情報が不要となった場合又は発注者からの要請があった場合は、特定個人情報の返却、消去等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップデータを完全に廃棄しなければならない。

(報告等)

- 第8 受託者は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告し、発注者は受託者の遵守状況について確認を行うことができる。
- 2 発注者及び受託者は、確認の結果を踏まえ、特定個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断した場合は、双方協議のうえ対応するものとする。

(調査等)

- 第9 発注者又は発注者の指定した者は、この契約に基づく取引に関し、受託者の特定個人情報の機密性維持に関する調査のため、受託者に事前に通知し、受託者の承諾を得た上で受託者の施設へ立ち入り、監査・検査を実施することができる。受託者は、監査・検査に協力しなければならない。